

# 官報

昭和三十六年十月二十五日

## 参議院会議録第十一号

昭和三十六年十月二十五日(水曜日)

午前十時五十六分開議

議事日程 第十一号

昭和三十六年十月二十五日

午前十時開議

第一 通商に関する日本国とペルーコーパニの間の協定の締結について承認を求めるの件

第二 日本国とインドネシア共和国との間の友好通商条約の締結について承認を求めるの件

第三 農林省設置法の一部を改正する法律案(第三十八回国会内閣提出、衆議院送付)

第四 ソーラーボート競走法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 小型自動車競走法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 電気用品取締法案(内閣提出)

第八 農業近代化資金助成法案(内閣提出、衆議院送付)

第九 農業信用基金協会法案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 農林中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、議員辞職の件

二、公共企業体等労働委員会委員の任命に関する件

一、日程第一 通商に関する日本国とペルーコーパニの間の協定の締結について承認を求めるの件

一、日程第二 日本国とインドネシア共和国との間の友好通商条約の締結について承認を求めるの件

一、日程第三 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、日程第四 ソーラーボート競走法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、日程第五 自転車競技法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、日程第六 小型自動車競走法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、日程第七 電気用品取締法案(内閣提出)

一、日程第八 農業近代化資金助成法案(内閣提出、衆議院送付)

一、日程第九 農業信用基金協会法案(内閣提出、衆議院送付)

一、日程第十 農林中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る二十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 同 谷口 麗吉君

予算委員 同 加藤シヅエ君

決算委員 同 金丸 富夫君

懲罰委員 大矢 正君

法務委員 (国会法第四十二条によるもの)

予算委員 同 金丸 富夫君

決算委員 同 谷口 麗吉君

懲罰委員 同 加藤シヅエ君

法務委員 同 大矢 正君

予算委員 同 高田源太郎君

決算委員 同 谷口 麗吉君

懲罰委員 同 上林 忠次君

昭和三十六年度一般会計予算補正(特第2号)

昭和三十六年度特別会計予算補正(第1号)

昭和三十六年度肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

昭和三十六年度家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

昭和三十六年度農業畜産会計予算補正(特第2号)

昭和三十六年度農業畜産会計予算補正(第1号)

昭和三十六年度肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

昭和三十六年度家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

昭和三十六年度農業畜産会計予算補正(特第2号)

昭和三十六年度肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

昭和三十六年度家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

昭和三十六年度農業畜産会計予算補正(特第2号)

昭和三十六年度肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提案を可決した旨衆議院に通知した。

肥料取締法の一部を改正する法律案

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

昭和三十六年度特別会計予算補正(特第2号)

昭和三十六年度一般会計予算補正(第1号)

昭和三十六年度肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

昭和三十六年度家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

昭和三十六年度肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

予算委員 育田源太郎君 北畠 教真君

決算委員 鈴木 恒一君 前田佳都男君

社会労働委員 武藤 常介君 二見 鮎郷君

農林水産委員 谷村 貞治君 横山 フク君

農林水産委員 同 前田佳都男君

農林水産委員 同 金丸 富夫君

農林水産委員 同 青柳 秀夫君

農林水産委員 同 戸田 忠次君

農林水産委員 同 堀本 宜実君

農林水産委員 同 高田なほ子君

農林水産委員 同 青柳 秀夫君

農林水産委員 同 金丸 富夫君

農林水産委員 同 横山 フク君

農林水産委員 同 手島 栄君

農林水産委員 同 前田佳都男君

農林水産委員 同 武藤 常介君

農林水産委員 同 二見 鮎郷君

農林水産委員 同 戸田 忠次君

農林水産委員 同 青柳 秀夫君

農林水産委員 同 金丸 富夫君

予算委員 同

決算委員 同

農林水産委員 同

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	国民年金法の一部を改正する法律案 (中野四郎君外二十五名提出)
環境衛生關係營業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案 (中野四郎君外十名提出)	医師及び歯科医師の免許及び試験の特例に関する法律案 (中野四郎君外十名提出)
水産物の価格の安定等に関する法律案(角屋堅次郎君外十二名提出)	醫師國家試験予備試験及び歯科医師國家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案 (中野四郎君外十名提出)
社会労働委員会に付託	社会労働委員会に付託
昨二十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	占部 秀男君 同 泉山 三六君 同 江田 三郎君 同 大谷 繁潤君 文教委員 加藤 武徳君 同 成瀬 幡治君 同 野上 進君 同 村山 道雄君 同 上林 忠次君 同 豊瀬 稔一君 同 堀本 宜実君 同 紅露 みつ君 同 青柳 秀夫君 同 加賀山之雄君 建設委員 村松 久義君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	

地方行政委員	成瀬	鶴治君
法務委員	村松	久義君
同	豊瀬	楨一君
大蔵委員	上林	忠次君
同	占部	秀男君
文教委員	加藤	青柳
同	秀夫君	堀本
社会労働委員	宜実君	江田
同	武徳君	三郎君
運輸委員	泉山	村山
同	野上	道雄君
建設委員	大谷	三六君
同	紅麌	進君
外務委員会	みつ君	笠潤君
理事	森	大谷
社会労働委員会	元治郎君	野上
理事	上林	三六君
の補欠)	忠次君	進君
社会労働委員会	(上林忠次君	笠潤君
理事	村山	大谷
の補欠)	道雄君	野上
同日衆議院から左の内閣提出案を受領	村山道雄君	三六君
した。よって議長は即日これを委員会	(上林忠次君	進君
に付託した。	忠次君	笠潤君
関税及び貿易に関する一般協定に附		
属する第三十八表(日本国との譲許表)		
に掲げる譲許を修正し、又は撤回す		
るためのアメリカ合衆国との交渉の		
結果に関する文書の締結について承		
認を求めるの件		
関税及び貿易に関する一般協定に附		
属する第三十八表(日本国との譲許表)		
に掲げる譲許を修正し、又は撤回す		
るためのアメリカ合衆国との交渉の		
結果に関する文書の締結について承		
認を求めるの件		

るためのドイツ連邦共和国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託 農業近代化助成資金の設置に関する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

法律案 宅地造成等規制法案 建設委員会に付託

昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案

昭和三十六年六月及び八月の豪雨による堆積土砂並びに同年六月、七月及び八月の豪雨による澁水の排除に関する特別措置法案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米震地地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米震地地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案

昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法

昭和三十六年五月の風害、同年六月及び七月の水害又は同年九月の風水

災害復旧に関する特別措置法案  
災害対策特別委員会に付託  
日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即ちこれを委員会に付託した。  
下請関係法案（松平忠久君外二十八名提出） 商工委員会に付託  
昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月一日の強風に際し発生した火灾、同年六月、七月、八月及び十月の水害、同年九月の風水害又は同年五月から八月までのかんぱりにより被害を受け生計が困難である者の生活の保障に關する特別措置法案（八木一男君外十二名提出）  
昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火灾、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県の灾害救助費に關する特別措置法案（五島虎雄君外十一名提出）  
昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火灾、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害に關し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法案（八木一男君外十二名提出）  
昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火灾、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案（五島虎雄君外十二名提出）

同日委員長から左の報告書が提出された。  
通商に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求める件議決報告書  
日本国とインドネシア共和国との友好通商条約の締結について承認を求める件議決報告書  
農林省設置法の一部を改正する法律案修正議決報告書  
自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案可決報告書  
小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案可決報告書  
モーターボート競走法の一部を改正する法律案可決報告書  
電気用品取締法案可決報告書  
農業近代化資金助成法案可決報告書  
農業信用基金協会法案可決報告書  
農林中央金庫法の一部を改正する法律案可決報告書  
○議長(松野謙平君) これより本日の会議を開きます。  
この際、お詫びいたします。  
去る二十一日、二見甚鄭君から議員辞職願が提出されました。辞表を参考に朗読させます。

昭和三十六年十月二十一日

参議院議員

一見 萩郷

参議院議長  
松野 鶴平殿

○議長(松野鶴平君) 一見 萩郷君の議員登職を許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって許可することに決しました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、公共企業体等労働委員会委員の任命に關する件を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、公共企業体等労働委員会委員の任命に關する件を議題とすることに御異議ございませんか。

右  
内閣総理大臣 池田 勇人  
昭和三十六年九月二十八日

通商に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって許可することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。外務委員長近藤鶴代君。

商關係を公正かつ衡平な基礎の上に規律する通商に関する協定を締結することに決定し、このため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命しました。

第一条 1 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、両締約国の領域の間ににおける支払、送金及び資金又は金銭証券の移転に関して、並びに他方の締約国の領域と第三国との領域との間における支払、送金及び資金又は金銭証券の移転に関して、並びに他の締約国の領域に入り、同領域に居住し、及び同領域内を旅行することができる。かつ、すべての事項において、いかなる第三国の国民及

日本国政府  
外務大臣 小坂善太郎  
ペルー共和国政府  
特派特命全権大使  
フェデリコ・ヒルベック  
ク・セミナリオ

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を交換し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

### 第一条

すべての種類の関税及び課徴金で、輸入若しくは輸出に於て若しくはそれらに關連して課され、又は輸入品若しくは輸出品のための支払手段の国際的移転について課されるものに關し、それらの関税及び課徴金又は金銭証券の移転に關して、いかなる第三国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を享受される。

1 の規定は、いずれか一方の締約国が、国際通貨基金協定の締約国として有するか又は有することのある権利及び義務に合致するよう為替制限を課することを妨げるものではない。

2 いずれの一方の締約国も、他方の締約国のすべての產品の輸入に対し、又は当該他方の締約国に對し、又は當該他方の締約國の領域に仕向けられるすべての產品の輸出に対し、なんらの制限又は禁止を課してはならない。ただし、すべての第三國の同様の產品の輸入又はすべての第三國への同様の產品の輸出が同様に制限され、又は禁止されている場合は、この限りでない。

3 いずれの一方の締約国も、他方の締約国に對して、並びに商標、營業用の名稱及び營業用の標章に關する権利並びにすべての種類の工業所有権に關して、当該他方の締約國の國民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を享受される。

4 2 の規定にかかるらず、各締約国は、相互主義に基づき、又は二重課税の回避若しくは脱税の防止のための協定により、租税に関する特別の利益を享受する権利を留保する。

5 3 の規定にかかるらず、いずれか一方の締約国も、貨物の輸入及び輸出について、当該一方の締約国が、2 の規定に基づいて当該時

### 第三条

1 いずれの一方の締約國の國民及び会社も、両締約國の現行の關係法令及び行政規則に従つて当該他方の締約國の領域に入り、同領域に居住し、及び同領域内を旅行することができ、かつ、すべての事項において、いかなる第三国の国民

に与えられる待遇よりも不利でない待遇を受けるものとする。

2 いずれの一方の締約國の國民及び会社も、他方の締約國の領域内において、税金の賦課、裁判を受けること、財産權、法人への参加並びに一般にあらゆる種類の事業社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を享受される。

3 いずれの一方の締約國の國民及び会社も、他方の締約國の領域内において、特許権の取得及び保有並びに商標、營業用の名稱及び營業用の標章に關する権利並びにすべての種類の工業所有権に關して、当該他方の締約國の國民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を享受される。

4 2 の規定にかかるらず、各締約国は、相互主義に基づき、又は二重課税の回避若しくは脱税の防止のための協定により、租税に関する特別の利益を享受する権利を留保する。

5 3 の規定にかかるらず、いずれか一方の締約国も、貨物の輸入及び輸出について、当該一方の締約国が、2 の規定に基づいて当該時

に課することができる為替制限と同等の効果を有する制限又は統制をすることができる。

### 第四条

1 いずれの一方の締約國の國民及び会社の財産も、他方の締約國の領域

内において、公共のためにされ、かつ、当該他方の締約国の憲法及び法律の規定に従つて正当に補償される場合を除くほか、収用し、又は使用してはならない。この条で取り扱うすべての事項については、いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、当該他方の締約国又は第三国(の)国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

## 第五条

一方の締約国の国民又は会社と他の締約国の領域内において、当該他方の締約国又は第三国(の)国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

- (a) 内国漁業の產品に与える利益
- (b) 國境貿易を容易にするため隣接国に与える利益
- (c) 当該一方の締約国が加盟国であるか若しくは加盟国となる國税同盟又は構成地域であるか若しくは構成地域となる自由貿易地域の構成国に対し國税及び貿易に関する一般協定の枠内で与える利益
- (d) 國際の平和及び安全の維持若しくは回復に関する自國の義務を履行し、又は自國の重大な安全部位を保護するため必要な措置
- (e) 武器、弾薬及び軍需品の生産若しくは取引又は軍事施設に供給するため直接若しくは間接に行なわれるその他の物資の取引を規制する措置

- 1 第一条及び第二条の規定は、また、ペルーが關稅及び貿易に関する一般協定の枠内でチリ及びアルゼンチン共和国に与えていたるか又は将来与える利益には適用しない。
- 2 第二条の規定は、まことに、ペルーが關稅及び貿易に関する一般協定若しくは国際通貨基金協定又はそれらを修正し若しくは補足する多數国間の協定の締約国として有するか、又は有することができる権利及び義務について正當にされた判断で、判断がされた地の法令に基づいて確定しており、かつ、執行することができるものは、いずれの一方の締約国の領域内においても、その判断がされた地がその領域外にあるという理由又は仲裁人のうちの一人若しくは二人以上がその締約国に有しないといふ理由だけでは、執行することができないものと認められてはならない。その契約に従つて正當にされた判断で、判断がされた地の法令に基づいて確定しており、かつ、執行することができるものは、いずれの一方の締約国が当該協定の締約国である限り、影響を及ぼすものではない。さらに、いずれか一方の締約国がそのいづれかの協定の締約国でなくつた場合には、両締約国は、その時の事情に照らし、この協定の貿易、為替又は関税に関する規定について修正を必要とするかどうかを決定するため、直ちに協議を行なうものとする。
- 3 第二条の規定は、次の措置を取ることを妨げるものではない。
- (a) 金又は銀の輸入又は輸出を規制する措置

- 4 第三条の規定は、ペルーが与える次の利益には適用しない。
- (a) 隣接国、スペイン又はアルゼンチン共和国との間の条約に基づくもの
- (b) ペルーが加盟しているか又は将来加盟する地域的統合組織の加盟国として有する義務に基づくもの
- (c) 緊急事態により必要なもの
- 5 第三条の規定に従し、いづれの一方の締約国も、不動産に因する権利の享有についての待遇が相互主義に服すべきことを要求することができる。
- 6 協定のいかなる規定も、著作権に關して、いかなる権利をも許すし、又はいかなる義務をも課するものと解してはならない。
- 7 第四条の規定は、いづれか一方の締約国がその領域内で取扱われる財産で他方の締約国の国民及び会社が利益を有するものについても適用する。
- 8 協定のいかなる規定も、ペルーに対し、日本国が(1)千九百五十九年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第二条の規定に基づいて日本国がすべての権利、権原及び請求権を放棄した地域を原籍とする者に

- 1 第一条及び第二条の規定は、いずれか一方の締約国が与えているための有効な手段を拒否してはならない。
- 2 この規定は、次の措置を取ることを妨げるものではない。
- (a) 金又は銀の輸入又は輸出を規制する措置

## 第六条

- 1 この協定は、各締約国の政府がこの協定の実施に關して行なう申入れを好意をもつて受け取らなければならず、また、協議のため適當な機会を他方の締約国の政府に与えなければならない。
- 2 この協定は、各締約国の憲法上の手続に従つて批准されなければならぬ。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。批准書の交換は、できる限りすみやかにリマで行なわれるものとする。
- 3 この協定の有効期間は、三箇年とし、その後も同一の期間ずつ自動的に延長される。ただし、いず

- 1 この協定は、各締約国の政府がこの協定の実施に關して行なう申入れを好意をもつて受け取らなければならず、また、協議のため適當な機会を他方の締約国の政府に与えなければならない。
- 2 この協定は、各締約国の憲法上の手続に従つて批准されなければならぬ。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。批准書の交換は、できる限りすみやかにリマで行なわれるものとする。
- 3 この協定の有効期間は、三箇年とし、その後も同一の期間ずつ自動的に延長される。ただし、いず

- 1 協定において「会社」とは、商業、工業、金融業その他營利を目的とする事業活動に從事する社団法人、組合、会社その他の団体をいだ。
- 2 移住者は、第三条の規定の適用の範囲外にあるものとする。
- 3 第三条の規定に従し、いづれか一方の締約国も、他方の締約国

対して、又は(b)同平和条約第三条に掲げるいずれかの地域に対する行政、立法及び司法に関する限り、段に掲げる事態が継続する限り、同地域の原住民及び船舶並びに同地域との貿易に対しても与えているか、又は将来与える権利及び特権の享受を要求する権利を与えるものと解してはならない。

日本国とインドネシア共和国との間の友好通商条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とインドネシア共和国との間の友好通商条約

以上の証拠として、各全権委員は、この認定書に署名した。

希望し、並びに  
相互に有利な基礎の上に両国間の貿易及び通商を容易にし、及び発展させることを希望して、  
友好通商条約を締結することに決定し、そのため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本國政府  
外務大

ペルー共和国のために  
F・ヒルベック

外務大臣 小坂善太郎  
インドネシア共和国政府  
外務大臣

73

日本国とインドネシア共和国との  
間の友好通商条約の締結について  
承認を求めるの件

右

三十六年九月二十八日  
内閣總理大臣 池田

日本国とインドネシア共和国との間の友好通商条約の締結について承認を求めるの件

いすれの一方の締約国の国民も、  
他方の締約国の領域に当該他方の締

全権委任状を示し、それが妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

これらの全権委員は、互いにその  
全権委任状を示し、それが妥当であ  
ると認められた後、次の諸条を協定  
した。

の入国、同領域内における滞在、旅行及び居住並びに同領域からの出国に関するすべての事項について、いかなる第三国の国民に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

**第二条**

1 いすれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、税金の賦課、裁判を受ける権利、財産権、法人への参加並びに一般にあらゆる種類の事業活動及び職業活動の遂行に関するすべての事項について、いかなる第三国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

2 1の規定にかかわらず、各締約国は、相互主義に基づき、又は二重課税の回避若しくは歳入の相互的保護のための協定により、租税に関する特別の利益を与える権利を留保する。

**第三条**

1 いすれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、身体の保護及び保障に関して、当該他方の締約国の国民及びいかなる第三国の国民に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

(1) いすれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、すべての強制軍事服役及びその代りに課されるすべての課徴金を免除される。

(2) いすれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、すべての強制公

同領域内における滞在、旅行等並びに同領域からの出国に  
すべての事項について、いかなる  
国の国民に与えられる待遇よ  
り利でない待遇を与えられる。

債、軍事取立金、軍用徵發又は強制宿營に關して、当該他方の締約國の國民及び会社並びにいかなる第三國の國民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

3 入又はすべての第三国への同様の  
 产品的輸出が同様に制限され、又  
 は禁止されている場合は、この限  
 りでない。

第六章

金に廻し、並びに輸入貨物の国内における販売、販売のための提供、購入、分配又は使用に影響を及ぼすか一方の締約国がいずれかの第三国を原産地とする產品又はいずれかの第三國に仕向けられる產品に対し与えていたるか、又は将来与えるすべての利益、特典、特権又は免除は、他方の締約國の領域を原産地とする同様の產品又は他方の締約國の領域に仕向けられる同様の產品に対し、同時に、かつ、無条件に与えられるものとする。

し、即時に、かかる  
れるものとする。

両締約国は、各締約国の独自の經濟的特徴及び經濟開発計画を考慮し

て、両締約国間ににおける相互の利益のための貿易を発展させ、及び経済関係を強化すること並びに、特にそれぞの領域内における経済の発展及び生活水準の向上に資するため、科学及び技術に関する知識の交換及び利用を促進することを目的として、協力することを約束する。

#### 第八条

この条約のいかなる規定も、いかれか一方の締約国が関税及び貿易に関する一般協定若しくは国際通貨基金協定又はそれらを修正し若しく補足する多數国間の協定の締約国として有するか、又は有することがある権利及び義務について、両締約国が当該協定の締約国である限り、影響を及ぼすものではない。

#### 第九条

この条約の規定は、いずれか一方の締約国が、国内の公共の安全若しくは国防又は国際の平和及び安全の維持核分裂性物質又はその生産原料である物質である武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行なわれるその他の貨物及び資材の取引公衆道德の保護公衆衛生の保護並びに病気、害虫及び寄生物に対する動植物の保護

に關する措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。

#### 第十条

各締約国の政府は、他方の締約国の政府がこの協定の実施から又はそれに関連して生ずる問題に關して行なう申入れに対して好意的考慮を払わなければならず、また、協議のため適当な機会を他方の締約国の政府に与えなければならない。

#### 第十二条

1 この条約は、批准されなければならぬ。批准書は、できる限りすみやかにジャカルタで交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換日の後一箇月で効力を生ずる。この条約は、三年間効力を有し、その後は、3に定めるところにより終了するまで効力を存続する。

3 いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し六箇月前に文書による予告を与えることによって、最初の三年の期間の終りに又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。

#### 第十二条

この条約は、日本語、インドネシア語及び英語によるものとする。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

#### 第十三条

以上の証拠として、各全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百六十一年七月一日に東京で、本書二通を作成した。

これが地に同地に於ける行政、立法及び司法に關し同條後段に掲げる事務に就くに同地域の現住民及び船舶並びに同地域との貿易に對して與けるものである。

第五条の規定は、通貨そのものについての準則に關するものではなく、したがつて、異なる通貨に對して異なる待遇を与えることを妨げるものではない。同規定は、いかなる外國為替規則が施行されている場合にも、その下における國民及び会社の権利にのみ関するものであつて、外國為替規則の適用に當たつて、國民及び会社に對して国籍に基づく差別を排除すべきの利益の享受を要求する権利を與えられるものと解してはならない。

#### 第十四条

以上の証拠として、各全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百六十一年七月一日に東京で、日本語、インドネシア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

小坂善太郎

〔近藤鶴代君登壇、拍手〕

スパンドリオ

〔近藤鶴代君登壇、拍手〕



第十四条各号を次のように改め  
る。

農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る試験研究の基本的な計画の企画及び立案に関するこ

## 二 農林省の試験研究機關の行なつたと。

う試験研究に関する事務の総合  
開港二周年記念。

### 三 農林省の試験研究機関の行な る調整に関すること

う試験研究と農林省の本省及び  
外局の内部部局の所掌する事務

との連絡調整に関する事。

#### 四 農林省の試験研究機關の行なう試験研究の状況及び成果の調

## 五 農林省の試験研究機関の運営 査に関すること。

の指導に関すること。

六 都道府県その他の者の行がり  
農林畜水産業又は農山漁家の生

活に係る試験研究の助成及び当該試験研究につづての二、三の

者との連絡に関する」と。

七 農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る試験研究を行なう者

の資質の向上に關する」と。

## 八 農林省の本省の試験研究機關の行なう試験研究に関する事務

の総括に関するもの。

第十七屆中國農業技術研究所  
農業試驗場

に、「放射線育種

茶業試驗場  
農業土木試驗場

「農場」を「放射線育種場」に改め、「農

「村工業指導所」を削る。

第十八条第一項中「調査研究、分析」を「基礎的調査研究並びにこれに関連する分析」に改める。

第十八条の次に次の五条を加える。

(農事試験場)

第十八条の二 農事試験場は、農業に関する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習(農林省の本省の他の附屬機關の所掌に属するものを除き、その所在する地方及びこれと農業事情を等しくする地方における農業に関するこれらの方項を含む。)を行なう機関とする。

農事試験場は、農業技術研究所に附置する。

農事試験場は、埼玉県に置く。

農林大臣は、農事試験場の事務を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

(畜産試験場)

第十八条の三 畜産試験場は、畜産に関する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習を行なう機関とする。

畜産試験場は、千葉県に置く。

農林大臣は、畜産試験場の事務を分掌させるため、所要の地に畜産試験場の支場を設けることができる。

畜産試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

畜産試験場

(園芸試験場)

第十八条の四 園芸試験場は、園芸に  
に関する技術上の試験研究、調  
査、分析、鑑定及び講習を行なふ  
機関とする。

2 園芸試験場は、神奈川県に置  
く。

3 農林大臣は、園芸試験場の事務  
を分掌させるため、所要の地に園芸  
試験場の支場を設けることができる。  
あつ。

4 園芸試験場の内部組織並びに支  
場の名称、位置及び内部組織につ  
いては、農林省令で定める。  
(茶業試験場)

第十八条の五 茶業試験場は、茶業  
に関する技術上の試験研究、調  
査、分析、鑑定及び講習を行なう  
機関とする。

2 茶業試験場は、静岡県に置く。

3 農林大臣は、茶業試験場の事務  
を分掌させるため、所要の地に茶  
業試験場の支場を設けることができる。  
あつ。

4 茶業試験場の内部組織並びに支  
場の名称、位置及び内部組織につ  
いては、農林省令で定める。  
(農業土木試験場)

第十八条の六 農業土木試験場は、  
農業土木に関する技術上の試験研  
究、調査、分析、鑑定及び講習を  
行なう機関とする。

2 農業土木試験場は、神奈川県に  
置く。

3 農林大臣は、農業土木試験場の  
事務を分掌させるため、所要の地  
に農業土木試験場の支場を設ける  
ことができる。

<p>〔農業土木試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。〕</p> <p>〔第十九条第一項中「調査研究」を「試験研究、調査」に改め、同条第二項の表中</p> <p>〔東北農業試験場 岩手県、関東東山農業試験場 基本県〕を「東北農業試験場 岩手県」に改める。</p> <p>〔第二十二条の二の次に次の一条を加える。〕</p> <p>(食糧研究所)</p> <p>〔第二十二条の三 食糧研究所は、左に掲げる事項を行なう機関とする。〕</p> <p>〔一 食糧資源の利用、食糧の加工、貯蔵等に関する試験研究及</p>
---

名 称	位 置	管 轄	区 域
疫所	横浜植物防	横浜市	北海道、青森県、岩手県、宮城县、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県
疫所	名古屋植物防	名古屋市	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
疫所	神戸植物防	神戸市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县、鳥取県、島根県、岡山县、広島県、山口県（下関市を除く）、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
門司植物防	門司市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、下関市	

自 轄 區 域	4 青森県、岩手県、宮城県、秋田 県、福島県、茨城県、栃木県、新潟県、山梨県 、石川県、福井県、長野県、岐阜 県、愛知県、三重県 、京都府、大阪府、兵庫県、奈良 県、歌山县、鳥取県、島根県、岡山 県、山口県（下関市を除く）、香川 県、愛媛県、高知県 、佐賀県、長崎県、熊本県、大分 県、鹿児島県、下関市	2 食糧研究所は、東京都に置く。 3 農林大臣は、食糧研究所の事務 を分掌させるため、所要の地に食 糧研究所の支所を設けることがで きる。	4 食糧研究所の内部組織並びに支 所の名称、位置及び内部組織につ いては、農林省令で定める。 第二十七条第二項の表を次のよう に改める。	二 食糧に関する分析、鑑定及び 加工した製品及びその原料又は 材料の配布
------------------	---	---	---	---



○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第五、自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案。

日程第六、小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案。

日程第七、電気用品取締法案(内閣提出)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔審査報告書は都合により追録に付〕

附則第十七条中「四年」を「五年」に改める。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。

右 電気用品取締法案 国会に提出する。

昭和三十六年九月二十五日 内閣總理大臣 池田 勇人

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 製造事業者の登録(第三条)

第三章 電気用品の型式等(第十一条)

第四章 販売等の制限(第二十七条)

第五章 指定試験機関(第二十九条)

第六章 雜則(第四十三条・第五十六条)

第七章 稽則(第五十七条・第六十三条)

第八章 第二章 総則(第一条)

第九章 第一章 総則(第一条)

第十章 第二章 総則(第一条)

第十一章 第二章 総則(第一条)

第十二章 第二章 総則(第一条)

第十三章 第二章 総則(第一条)

第十四章 第二章 総則(第一条)

第十五章 第二章 総則(第一条)

第十六章 第二章 総則(第一条)

第十七章 第二章 総則(第一条)

第十八章 第二章 総則(第一条)

第十九章 第二章 総則(第一条)

第二十章 第二章 総則(第一条)

第二十一章 第二章 総則(第一条)

第二十二章 第二章 総則(第一条)

第二十三章 第二章 総則(第一条)

第二十四章 第二章 総則(第一条)

第二十五章 第二章 総則(第一条)

第二十六章 第二章 総則(第一条)

第二十七章 第二章 総則(第一条)

第二十八章 第二章 総則(第一条)

は材料であつて、政令で定めるものをいう。

#### (登録)

第三条 電気用品の製造の事業を行なうとする者は、通商産業省令に従い、通商産業大臣の登録を受けなければならない。

#### (登録)

二 第十四条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

#### (登録)

三 第三条の登録を受けた者(以下「登録製造事業者」という。)であつて法人であるものが第十四条の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその登録製造事業者の業務を行なう役員であつた者で、その処分のあつた日から二年を経過しないも

#### (登録)

四 法人であつて、その業務を行なう役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

#### (登録)

五 前項の申請書には、「工場又は事業場の圖面その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

#### (登録)

六 通商産業大臣は、第三条の登録の申請が次の各号に該当する

#### (登録)

七 特定製造設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

八 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

九 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

十 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

十一 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

十二 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

十三 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

十四 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

十五 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

十六 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

十七 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

十八 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

十九 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

二十 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

二十一 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

二十二 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

二十三 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

二十四 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

二十五 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

二十六 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

二十七 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

二十八 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

二十九 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

三十 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

三十一 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

三十二 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

三十三 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

三十四 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

三十五 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

三十六 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

三十七 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

三十八 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

三十九 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

四十 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

四十一 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

四十二 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

四十三 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

四十四 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

四十五 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

四十六 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

四十七 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

四十八 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

四十九 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

五十 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

五十一 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

五十二 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

五十三 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

五十四 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

五十五 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

五十六 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

五十七 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

五十八 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

五十九 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

六十 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

六十一 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

六十二 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

六十三 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

六十四 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

六十五 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

六十六 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

六十七 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

六十八 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

六十九 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

七十 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

七十一 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

七十二 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

七十三 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

七十四 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

七十五 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

七十六 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

七十七 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

七十八 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

#### (登録)

## 二 第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

## (登録証)

第八条 通商産業大臣は、第三条の登録をしたときは、登録証を交付する。

## 2 前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。

## 一 登録の年月日及び登録番号

## 二 氏名又は名称及び住所

## 三 事業区分

## (承継)

第九条 登録製造事業者が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録製造事業者について相続若しくは

は合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第五条各号の一に該当するときは、この限りでない。

## (変更の届出等)

## 第十条 登録製造事業者は、第四条第一項第一号又は第二号から第五号までに掲げる事項に変更があつたときは、変更の日から三十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、登録証に記載された事項に変更があつた登録製造事業者は、同項の規定によ

る届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならぬ。

## (登録証の返納)

第十一条 登録製造事業者は、当該登録に係る事業を廃止したときは、廃止の日から三十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

## (廃止の届出)

第十二条 登録製造事業者は、登録証をよこし、損じ、又は失つたときは、通商産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

## (登録証の再交付)

第十三条 登録製造事業者が当該登録に係る事業を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。

## (登録の取消し)

第十四条 通商産業大臣は、登録製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

## (認可の申請)

第十五条 通商産業大臣は、登録製造事業者が前項の各号の規定に違反したときは、登録を取消す。

## (登録の取消し)

第十六条 登録製造事業者は、その登録が効力を失つたときは、効力を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。

## (登録の廃止)

第十七条 何人も、通商産業大臣に對し、登録簿の贈本の交付又は閲覽を請求することができる。

第三章 電気用品の型式等  
(登録製造事業者に係る電気用品の型式の認可)

## 第十八条 登録製造事業者は、製造しようとする電気用品の型式について、通商産業省令で定める型式の区分(以下単に「型式の区分」といふ)に従い、通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、特定の用途に使用される電気用品を製造する場合において通商産業大臣の承認を受けたとき、又は試験的に製造する場合には、この限りでない。

## 1 申請に係る試験用の電気用品が通商産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

## 2 申請者が申請に係る型式の区分の属する事業区分について第三条の登録を受けていること。

## 3 第一項の登録製造事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その製造に係る同項の電気用品(前項において準用する第十八条ただし書の規定の適用を受けて製造されたものを除く)について検査を行ない、その検査登録を作成し、これを保存しなければならない。

## 4 第十九条 前条の認可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

## 5 第二十一条 登録製造事業者は、通商産業省令で定める型式の電気用品について、通商産業大臣が指定した者(以下「指定試験機関」といふ)の行なう試験を受けることができる。

## 6 第二十二条 第十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

## 7 第二十三条 登録製造事業者は、通商産業省令で定める区分に従い、次の事項を記載した申請書を提出しなければならない。

## 8 第二十四条 通商産業大臣は、登録製造事業者が前項の試験を受けようとする登録製造事業者は、通商産業省令で定める区分に従い、次の事項を記載した申請書を第十九条第二項の規定による命令に違反したとき。

## 9 第二十五条 第五条第一号、第三号又は第八号又は第二十五条第二項の規定に違反したとき。

## 10 第二十六条 通商産業大臣は、登録製造事業者が前項の試験を受けようとする登録製造事業者は、通商産業省令で定める区分に従い、次の事項を記載した申請書を第十九条第二項の規定による命令に違反したとき。

## 11 第二十七条 第四十七条又は第四十八条の規定による命令に違反したとき。

## 12 第二十八条 不正の手段により登録を受けたとき。

## 13 第二十九条 前項の申請書には、通商産業省

## 2 前項の申請書には、通商産業省令で定める数量の試験用の電気用品及びその構造図その他の通商産

## 3 氏名

## 4 二 登録の年月日及び登録番号

## 5 三 型式の区分

## (登録の消除)

第十五条 通商産業大臣は、登録製造事業者の登録がその効力を失つたとき。

業省令で定める書類を添附しなければならない。ただし、第二十一条第一項の試験に合格した電気用品について前条の認可を受けようとするときは、当該試験に合格したことを証する書類を提出しなければならない。

第十六条 登録製造事業者は、その登録が効力を失つたときは、効力を承継しているときは、これを失つた日から三十日以内に、通商産業大臣にその登録証を返納しなければならない。

第十七条 何人も、通商産業大臣に對し、登録簿の贈本の交付又は閲覽を請求することができる。

第十八条 通商産業大臣は、第十八条第一項の認可を受けようとする登録製造事業者が當該認可に係る型式の電気用品を製造する場合においては、第二十条第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようしなければならない。

第十九条 第十八条ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第二十条 第十九条の登録製造事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その製造に係る同項の電気用品(前項において準用する第十八条ただし書の規定の適用を受けて製造されたものを除く)について検査を行ない、その検査登録を作成し、これを保存しなければならない。

第二十一条 登録製造事業者は、通商産業省令で定める型式の電気用品について、通商産業大臣が指定した者(以下「指定試験機関」といふ)の行なう試験を受けることができる。

第二十二条 第十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

第二十三条 登録製造事業者は、通商産業省令で定める区分に従い、次の事項を記載した申請書を提出しなければならない。

第二十四条 通商産業大臣は、登録製造事業者が前項の試験を受けようとする登録製造事業者は、通商産業省令で定める区分に従い、次の事項を記載した申請書を第十九条第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十五条 第五条第一号、第三号又は第八号又は第二十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十六条 通商産業大臣は、登録製造事業者が前項の試験を受けようとする登録製造事業者は、通商産業省令で定める区分に従い、次の事項を記載した申請書を第十九条第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十七条 第四十七条又は第四十八条の規定による命令に違反したとき。

第二十八条 不正の手段により登録を受けたとき。

第二十九条 前項の申請書には、通商産業省

## 二 型式の区分

3 第一項の試験においては、その試験用の電気用品が前条第一号の試験用の電気用品を製造する場合においては、第二十条第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているときは、これを合格とする。

4 第二十二条 第十九条の認可を受けようとする登録製造事業者が當該認可に係る型式の電気用品を製造する場合においては、第二十条第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようしなければならない。

5 第二十三条 第十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

6 第二十四条 第十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

7 第二十五条 第五条第一号、第三号又は第八号又は第二十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

8 第二十六条 通商産業大臣は、登録製造事業者が前項の試験を受けようとする登録製造事業者は、通商産業省令で定める区分に従い、次の事項を記載した申請書を第十九条第二項の規定による命令に違反したとき。

9 第二十七条 第四十七条又は第四十八条の規定による命令に違反したとき。

10 第二十八条 不正の手段により登録を受けたとき。

11 第二十九条 前項の申請書には、通商産業省

令で定める数量の試験用の電気用品及びその構造図その他の通商産

業省令で定める書類を添附しなければならない。

12 第二十一条 第十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

13 第二十二条 第十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

14 第二十三条 第五条第一号、第三号又は第八号又は第二十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

15 第二十四条 通商産業大臣は、登録製造事業者が前項の試験を受けようとする登録製造事業者は、通商産業省令で定める区分に従い、次の事項を記載した申請書を第十九条第二項の規定による命令に違反したとき。

16 第二十五条 第四十七条又は第四十八条の規定による命令に違反したとき。

17 第二十六条 不正の手段により登録を受けたとき。

18 第二十七条 前項の申請書には、通商産業省

2

第十九条から第二十一条までの規定は、前項の認可に準用する。

この場合において、第十九条第一項第二号中「登録の年月日及び登録番号」とあるのは、「当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所」と、第二十条中「認可の申請が次の各号（次条第一項の試験に合格したことを証する書面を添附してある場合には、第二号）に該当する」とあるのは、「認可の申請が第一号に該当する」と認めるとき又は認可の申請に次条第一項の試験に合格したことと該当する。

3

第九条本文並びに第十条第一項及び第九条の規定は、第一項の認可を受けた輸入事業者について準用する。この場合において、同条第一項中「第四条第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項」とあるのは、「氏名又は名称及び住所並びに法人につては、その代表者の氏名」と読み替えるものとする。

(認可の有効期間等)

2

二十四条 第十八条又は前条第一項の認可是、七年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その效力を失う。

3

前項の認可の更新の申請に關し令で定める。

(表示)

第二十五条 第十八条又は第二十三条第一項の認可を受けた登録事業者は又は輸入事業者は、当該認可に係る型式の電気用品（第二十

八条ただし書の規定により行な

る。

2

二条第二項において準用する第十一条ただし書の規定の適用を受けた製造されたものを除く)を販売する時までに、これに通商産業省令で定める方式による表示を附さなければならぬ。

2

何人も、前項に規定する場合を除くほか、電気用品に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

(認可の取消し)

2

二十六条 通商産業大臣は、第十一条又は第二十三条第一項の認可を受けた登録事業者又は輸入事業者が次の各号の一に該当するときは、その認可を取り消すことができる。

3

第九条本文並びに第十条第一項

及び第三項の規定は、第一項の認可を受けた輸入事業者について準用する。この場合において、同条第一項中「第四条第一項第一号又

は第三号から第五号までに掲げる

事項」とあるのは、「氏名又は名称

及び住所並びに法人につては、

その代表者の氏名」と読み替えるものとする。

(認可の有効期間等)

2

二十四条 第十八条又は前条第一項の認可は、七年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その效力を失う。

3

前項の認可の更新の申請に關し令で定める。

(表示)

第二十五条 第十八条又は第二十三条第一項の認可を受けた登録事業者は又は輸入事業者は、当該認可に係る型式の電気用品（第二十

八条ただし書の規定により行な

る。

2

二条第二項において準用する第十

一条ただし書の規定により行な

る。

(販売の制限)

2

二十七条 電気用品の販売の事業

（販売の制限）

2

二十四条 第二十二条第一項の規定による命令に違反したとき。

3

不正の手段により第十八条又

は第二十三条第一項の認可を受

けたとき。

3

第四章 販売等の制限

(販売の制限)

2

二十七条 電気用品の販売の事業

（販売の制限）

2

二十四条 第二十二条第一項の規定による命令に違反したとき。

3

前条ただし書の規定は、前二項

の場合に準用する。

(業務規定)

2

二十九条 第二十二条第一項の指

定は、通商産業省令で定める区分ごとに、同項の試験（以下この章において單に「試験」という。）を行

い。

3

前条ただし書の規定は、前二項

の場合に準用する。

(業務規定)

2

二十九条 第二十二条第一項の規

定は、通商産業省令で定める区分ごとに、同項の試験（以下この章において單に「試験」という。）を行

い。

3

前条ただし書の規定は、前二項

の場合に準用する。

(業務規定)

2

二十九条 第二十二条第一項の規

定は、通商産業省令で定める区分ごとに、同項の試験（以下この章において單に「試験」という。）を行

い。

3

前条ただし書の規定は、前二項

の場合に準用する。

(業務規定)

2

二十九条 第二十二条第一項の規

定は、通商産業省令で定める区分ごとに、同項の試験（以下この章において單に「試験」という。）を行

い。

3

前条ただし書の規定は、前二項

の場合に準用する。

(業務規定)

2

二十九条 第二十二条第一項の規

定は、通商産業省令で定める区分ごとに、同項の試験（以下この章において單に「試験」という。）を行

い。

3

前条ただし書の規定は、前二項

の場合に準用する。

(業務規定)

2

二十九条 第二十二条第一項の規

定は、通商産業省令で定める区分ごとに、同項の試験（以下この章において單に「試験」という。）を行

い。

3

前条ただし書の規定は、前二項

の場合に準用する。

(業務規定)

2

二十九条 第二十二条第一項の規

定は、通商産業省令で定める区分ごとに、同項の試験（以下この章において單に「試験」という。）を行

い。

3

前条ただし書の規定は、前二項

の場合に準用する。

(業務規定)

2

二十九条 第二十二条第一項の規

定は、通商産業省令で定める区分ごとに、同項の試験（以下この章において單に「試験」という。）を行

い。

3

前条ただし書の規定は、前二項

の場合に準用する。

(業務規定)

2

二十九条 第二十二条第一項の規

定は、通商産業省令で定める区分ごとに、同項の試験（以下この章において單に「試験」という。）を行

い。

3

前条ただし書の規定は、前二項

の場合に準用する。

(業務規定)

2

二十九条 第二十二条第一項の規

定は、通商産業省令で定める区分ごとに、同項の試験（以下この章において單に「試験」という。）を行

い。

3

前条ただし書の規定は、前二項

の場合に準用する。

(業務規定)

2

二十九条 第二十二条第一項の規

定は、通商産業省令で定める区分ごとに、同項の試験（以下この章において單に「試験」という。）を行

い。

3

前条ただし書の規定は、前二項

の場合に準用する。

(業務規定)

2

二十九条 第二十二条第一項の規

定は、通商産業省令で定める区分ごとに、同項の試験（以下この章において單に「試験」という。）を行

い。

3

前条ただし書の規定は、前二項

の場合に準用する。

(業務規定)

2

二十九条 第二十二条第一項の規

定は、通商産業省令で定める区分ごとに、同項の試験（以下この章において單に「試験」という。）を行

い。

3

前条ただし書の規定は、前二項

の場合に準用する。

(業務規定)

2

二十九条 第二十二条第一項の規

定は、通商産業省令で定める区分ごとに、同項の試験（以下この章において單に「試験」という。）を行

い。

3

前条ただし書の規定は、前二項

の場合に準用する。

(業務規定)

2

二十九条 第二十二条第一項の規

定は、通商産業省令で定める区分ごとに、同項の試験（以下この章において單に「試験」という。）を行

い。

3

前条ただし書の規定は、前二項

の場合に準用する。

(業務規定)

2

二十九条 第二十二条第一項の規

定は、通商産業省令で定める区分ごとに、同項の試験（以下この章において單に「試験」という。）を行

い。

3

前条ただし書の規定は、前二項

の場合に準用する。

(業務規定)

2

二十九条 第二十二条第一項の規

定は、通商産業省令で定める区分ごとに、同項の試験（以下この章において單に「試験」という。）を行

い。

3

前条ただし書の規定は、前二項

の場合に準用する。

(業務規定)

2

二十九条 第二十二条第一項の規

定は、通商産業省令で定める区分ごとに、同項の試験（以下この章において單に「試験」という。）を行

い。

3

前条ただし書の規定は、前二項

の場合に準用する。

(業務規定)

2

二十九条 第二十二条第一項の規

定は、通商産業省令で定める区分ごとに、同項の試験（以下この章において單に「試験」という。）を行

い。

3

前条ただし書の規定は、前二項

の場合に準用する。

(業務規定)

2

二十九条 第二十二条第一項の規

定は、通商産業省令で定める区分ごとに、同項の試験（以下この章において單に「試験」という。）を行

い。

3

前条ただし書の規定は、前二項

の場合に準用する。

(業務規定)

2

二十九条 第二十二条第一項の規

定は、通商産業省令で定める区分ごとに、同項の試験（以下この章において單に「試験」という。）を行

い。

3

前条ただし書の規定は、前二項

の場合に準用する。

(業務規定)

2

二十九条 第二十二条第一項の規

定は、通商産業省令で定める区分ごとに、同項の試験（以下この章において單に「試験」という。）を行

い。

3

前条ただし書の規定は、前二項

の場合に準用する。

(業務規定)

2

二十九条 第二十二条第一項の規

定は、通商産業省令で定める区分ごとに、同項の試験（以下この章において單に「試験」という。）を行

い。

3

前条ただし書の規定は、前二項

の場合に準用する。

(業務規定)

2

二十九条 第二十二条第一項の規

定は、通商産業省令で定める区分ごとに、同項の試験（以下この章において單に「試験」という。）を行

い。

3

前条ただし書の規定は、前二項

の場合に準用する。

(業務規定)

2

二十九条 第二十二条第一項の規

定は、通商産業省令で定める区分ごとに、同項の試験（以下この章において單に「試験」という。）を行

い。

3

前条ただし書の規定は、前二項

の場合に準用する。

(業務規定)

2

二十九条 第二十二条第一項の規

定は、通商産業省令で定める区分ごとに、同項の試験（以下この章において單に「試験」という。）を行

い。

3

前条ただし書の規定は、前二項

の場合に準用する。



通商産業局長又は都道府県知事の処分に對して不服のある者は、その処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立てをすることができる。ただし、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立てをすることができない。

**第五十一条** 通商産業大臣は、前条の異議の申立てがあつたときは、異議の申立てをした者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならぬ。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聽聞に際しては、異議の申立てをした者及び利害關係人に對し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるなければならぬ。

**第五十二条** 通商産業大臣は、前条の聽聞を行なつた後、文書をもつて決定し、その写しを異議の申立てをした者に送付しなければならない。

(手数料)

第五十三条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

納付しなければならない者	金額
一 第三条の登録を受けようとする者	一件につき 四千円
二 第十八条若しくは第二十三条第一項の認可又は第二十四条第一項の認可の更新を受けようとする者（指定試験機関の行なう試験に合格した電気用品の型式について、これららの認可又は認可の更新を受けようとする者を除く。）	一件につき 四万円
三 指定試験機関の行なう試験を受けようとする者	一件につき
四 登録証の訂正又は再交付を受けようとする者	一件につき 二百円
五 登録簿の謄本の交付を請求しようとする者	一枚につき 二十円
六 登録簿の閲覧を請求ししようとする者	一回につき 二十円

試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

**第五十九条** 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処す。

一 第二十二条第三項の規定に違反して検査を行なわず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録

又は検査記録を保存を作成し、しなかつた者

四  
反して表示を附した者  
三 第二十五条第二項の規定に違反して  
第一七条の規定に違反して

電氣用品を販売し、又は販売の目的で陳列した者

の規定に違反して電気用品を使用した者

者は、三万円以下の罰金に処する。

又に虚偽の報告をした者は、警告を受ける。

一 第三十五条の許可を受けないで試験の業務の全部を廃止したとき。

二 第四十二条第一項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

三 第四十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第四十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは「忌避」、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第五十七条、第五十九条又は第六十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第六十三条 次の各号の一に該当する者は、一円以上以下の過料に処する。

一 第十条第一項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）又は第十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 正當な理由なく、第十六条の規定に違反して登録証を返納しなかつた者











書及び総会の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならぬ。  
2 会員名簿には、各会員について次の事項を記載しなければならない。  
一 氏名又は名称及び住所  
二 加入の年月日  
三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

4 会員及び協会の債権者（協会が保証契約を結んでいる融資機関を含む。以下次条において同じ。）は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧）

第四十二条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これららの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会員及び協会の債権者は、前項の書類の閲覧を求めることができる。

3 第一項の書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。（役員の協会及び第三者に対する責任）

第四十三条 役員がその任務を怠ったときは、その役員は、協会に対して連帯して損害賠償の責に任じなければならない。

（役員に関する民法の準用）

第四十四条 役員については、民法第五十六条まで（理事の代表権等）及び第五十九条（監事の職務）の規定を準用する。この場合において、同法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」とあるのは、「主務大臣ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ」と読み替えるものとする。

（総会の議決事項）

第四十五条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 業務方法書の変更

三 規約の設定、変更及び廃止

四 每事業年度の事業計画の設定及び変更

五 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剩余金処分案及び損失処理案

（業務又は財産の状況の報告の微収）

第六章 解散及び清算

第三 第五十七条第二項の規定による解散の命令

2 解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第二十六条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

（総会の議事）

第四十六条 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがない場合を除き、出席者の議決権

の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、総会で選任する。

（清算人）

第五十条 協会が解散したときは、破産による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、三分の二以上の多数による議決を必要とする。

（清算事務）

第五十一条 清算人は、就職の後遅滞なく、協会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求める。これを受けた場合は、協会の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを会員に対し、出資口數に応じて分配しなければならない。

（清算事務の管轄）

第五十二条 清算人は、協会の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを会員に対し、出資口數に応じて分配しなければならない。

（清算事務の管轄）

第五十三条 清算事務が終つたときは、清算人は、還滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第五十四条 協会の解散及び清算については、民法第七十三条（清算法人）、第七十五条（裁判所による清算人の選任）、第七十六条（清算人の解任）及び第七十八条から

第八十三条まで（清算人の職務权限等）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十一条第二項（法人の解散及び清算の監督の管轄）、第三十六条（検査人の選任）、第三十七条ノ二（清算取扱い）、第三十六条前段（清算する事件の管轄）、第三十七条前段（清算人の選任又は解任の裁判）及び第三十八条（清算人用基金協会法第五十条）と読み替えるものとする。

（業務又は財産の状況の報告の微収）

第七章 監督

第五十五条 主務大臣は、協会の業務又は財産の状況に關して監督上必要があると認めるときは、協会又は協会から業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）からその業務又は財産の状況に關し報告を徴することができる。ただしそれを受託者に對しては、その委託された業務の範囲内に限る。

（業務又は会計の検査）

第五十六条 会員が総会員の十分の資本額の十分の一以上となる会員の同意を得て、協会の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく行政の処分又は定款に違反しないと認められるとき

たときは、主務大臣は、その協会



## 第二条第二項を削る。

第三条第一項中「次に掲げる事業」を「農業者又はその組織する団体(以下「農業者等」という。)に対する技術導入資金の貸付けの事業」に改め、第一号及び第二号を削り、同条第二項中「並びに同項第一号及び第二号の事業別」を削る。

## 第四条及び第六条第一項中「第一号」を削る。

## 第七条中「第一号」を削り、「同号」を「同項」に改める。

第八条及び第六条第一項中「第一号」を削る。

第十二条から第十七条までを次

のよう改める。

第十二条から第十七条まで 削除  
第十八条第二項中「保証債務」を「貸付」に改める。

第十九条 削除  
第二十条第一項中「及び債務の保証」を削る。

第十九条を次のよう改める。

第十九条 削除  
第二十条第一項中「及び債務の保証」を削る。

第十九条を次のよう改める。

第十九条 削除  
第二十条第一項中「及び債務の保証」を削る。

第十九条を次のよう改める。

第二十一条中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第二十二条中「次に掲げる金額を「その廢止の際ににおける貸付金の未貸付額及びその後において支払いを受けた貸付金の償還金の額の合計額」に改め、第一号及び二号を削る。

(都道府県の保証業務の引継ぎ等)  
第五条 この法律の施行前に改正前の農業改良資金助成法(以下「旧法」という。)第三条第一項第二号の債務の保証の事業を行なつていた都道府県が、この法律の施行の日から一年を経過する日までに、当該都道府県の議決を経て、当該都道府県の区域をその区域として設立される協会に当該事業に係る権利及び義務を移転する旨を公示したときは、当該協会は、その公示したところに従つて当該権利及び義務を承継するものとする。

2 前項の規定により協会が同項に規定する事業に係る都道府県の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、農業改良資金助成法第十八条第一項に規定する特別会計の旧法第三条第一項第二号の債務の保証に係る部門に属する現金及び預金の合計額(一千万円未満の端数の額があるときは、これを切り取った額)は、当該都道府県から当該協会に出資されたものとする。

3 第一条の規定により協会がその権利及び義務を承継した旧法第三条第一項第二号の事業に係る債務の保証は、第八条第一号に規定する農業近代化資金に係る債務の保証とみなす。  
この法律の施行前に都道府県が締結した旧法第三条第一項第二号の債務の保証に関する契約に係る事業(第一項の規定によりその権利及び義務を協会に承継したもの

を除く。)については、なお従前の例による。

5 第一条の規定により都道府県から旧法第三条第一項第二号の事業に係る権利及び義務を承継した協会は、同号の債務の保証を受けて同号の条件で貸し付けられた資金につき、当該都道府県が農業協同組合との契約により、引き続き利息補給を行なうときは、その利子補給にかかる費用を充てたため、農林大臣が定める金額を当該都道府県に納付しなければならない。

6 前項に規定する利子補給に関する都道府県の經理について必要な事項は、政令で定める。

(その他の法律の一部改正)

第六条 農林中央金庫法の一部を次のように改正する。

第七条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第八条 農業信用基金協会法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第九条 農林中央金庫法の一部を改正する。

第十条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条 印紙税法(明治三十一年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条 所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条 法人税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条 農林漁業團体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条 農林漁業團体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条 農林中央金庫法の一部を改正する。

第十九条 農業信用基金協会法(昭和三十六年法律第号)の一部を改正する。

第十九条第七号中「酪農振興基

金」の下に「農業信用基金協会」を「酪農振興基金法」の下に「農業信用基金協会法」を加える。



昭和三十六年十月二十五日 參議院会議録第十一号

島崎徳次郎君	北畠	岸田	幸雄君
教真君	川上	金丸	富夫君
為治君	前田	徳永	正利君
善一君	仲原	鈴木	万平君
治和君	小幡	大谷藤之助君	
義隆君	後藤	増原	恵吉君
都男君	石谷	勝保	稔君
正吉君	上原	佐野	廣君
品吉君	野本	江藤	智君
茂徳君	鍋島	岩沢	忠恭君
武雄君	田中	小柳	牧衛君
昇君	斎藤	谷口	弥三郎君
四郎君	太内	新谷寅三郎君	
喜一君	宮澤	紅露	みつ君
謙君	永野	石原幹市郎君	
次郎君	林屋亀次郎君	吉武	恵市君
三郎君	野村吉三郎君	下條	康庸君
光三君	大川	小林	英三君
文門君	中野	大野木秀次郎君	
春藏君	村上	加藤	武徳君
太郎君	青田源太郎君	堀本	宣実君
伊平君	林田	鹿島	俊姫君
高橋	植垣弥一郎君	赤間	文三君
衡君	井川	安部	清美君
横山	横山	松野	孝一君
フク君	小林	梶原	茂盛君
武治君	古池	河野	謙三君
信三君	木暮	松平	勇雄君
太夫君	木暮	大谷	賛雄君
隆圓君	高橋	柴田	栄君
伊太郎君	進	西郷吉之助君	
太郎君	井上	小沢久太郎君	
千葉千代世君	古池	重宗	雄三君
創造君	木暮	一松	定吉君
篤太郎君	木暮	野田	俊作君
一男君	青木	武内	五郎君
大森	青木	鹿島守之助君	
山本伊三郎君	木村		

小柳	天坊	坂本	中村	松永	劍木	永岡	龟田	大倉	下村	中田	米田	井野	吉田	得治君	忠二君	亨弘君	光治君	順造君	裕彦君	勇君
鶴國	正市君	西田	阿部	竹松君	重政	庸德君	藤田	進君	大和	与一君	西川甚五郎君	大河原一次君	小笠原三勇君	荒木正三郎君	湯澤三千男君	植竹	春彦君	清澤	俊英君	哲夫君
政府委員	農林政務次官	通商產業	勞動政務次官	農林大臣	外務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
農林大臣	運輸大臣	通商產業	勞動政務次官	農林大臣	外務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
加藤	小坂善太郎君	河野	中野	斎藤	赤松	岡	千葉	椿	久保	安田	松澤	敏雄君	大矢	正君	田上	松齋君	繁夫君	勝君	常子君	武德君
光三君	文門君	一郎君	昇君	清次君	道子君	天田	藤原	近藤	信一君	武君	暢君	勝正君	北村	須藤	吉田	井野	吉田	法晴君	碩哉君	阿具根
武德君	昇君	大川	中野	内村	近藤	平林	戸叶	藤田	天田	剛君	阿良君	登君	碩哉君	吉雄君	黙君	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

定值一部

十五円

発行所

京都新宿区市谷本村町一五  
大藏省印刷局